○国土交通省告示第百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オカバルシ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十八号を順次結んだ線及び標柱一号と七十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第千三十五号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

北海道札幌市南区藤野	一号から四号まで
六七七番五	五号
八八〇番一	六号から九号まで
八八二番一	十号から十三号まで
八一七番二	十四号及び十五号
八八二番一五	十六号
八八五番二	十七号から十九号まで
八八七番地先道路敷	二十号
八八八番二三地先道路敷	二十一号
八八八番二四	二十二号から二十五号まで
八八八番一	二十六号から二十八号まで
九六三番一地先河川敷	二十九号から三十二号まで
九六三番二	三十三号、三十四号、三十六号及び三十七号
九六三番一	三十五号
八九二番	三十八号及び四十一号
一〇一八番	四十二号
八九四番	四十三号
八九七番	四十四号
八九八番	四十五号及び四十六号
八九九番一	四十七号
九〇三番三	四十八号及び四十九号
九〇三番二	五十号
九〇七番	五十一号
九〇七番地先河川敷	五十二号及び五十三号
九一〇番六九地先道路敷	五十四号
一〇一七番地先河川敷	五十五号及び五十六号
九一〇番四	五十七号
九一一番一	五十八号及び五十九号
九一一番二	六十号
九一一番二七地先道路敷	六十一号
九一一番三四	六十二号
九一一番一九	六十三号
九一一番七	六十四号
九一六番一	六十五号
九一六番一一地先道路敷	六十六号から六十八号まで
九一六番一	六十九号及び七十号
九一八番五	七十一号
九一八番一四	七十二号
九一八番一	七十三号
九二二番一	七十四号
九二一番一	七十五号及び七十六号
	七十七号及び七十八号

長崎県	
いちき串木野市	
南さつま市	
南九州市	
伊佐市	
屋久島町	
長崎市	
島原市	
平戸市	
雲仙市	

○国土交通省告示第百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　オカバルシ川

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十八号を順次結んだ線及び標柱一号と七十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市南区藤野	一号から四号まで
六七七番五	五号
八八〇番一	六号から九号まで
八八二番一	十号から十三号まで
八一七番二	十四号及び十五号
八八二番一五	十六号
八八五番二	十七号から十九号まで
八八七番地先道路敷	二十号
八八八番二三地先道路敷	二十一号
八八八番二四	二十二号から二十五号まで
八八八番一	二十六号から二十八号まで
九六三番一地先河川敷	二十九号から三十二号まで
九六三番二	三十三号、三十四号、三十六号及び三十七号
九六三番一	三十五号
八九二番	三十八号及び四十一号
一〇一八番	四十二号
八九四番	四十三号
八九七番	四十四号
八九八番	四十五号及び四十六号
八九九番一	四十七号
九〇三番二	四十八号及び四十九号
九〇七番	五十号及び五十一号
九〇七番地先河川敷	五十二号及び五十三号
九一〇番六九地先道路敷	五十四号
一〇一七番地先河川敷	五十五号及び五十六号
九一〇番四	五十七号
九一一番一	五十八号及び五十九号
九一一番二七地先道路敷	六十号
九一一番三四	六十一号
九一一番一九	六十二号
九一一番七	六十三号
九一六番一	六十四号
九一六番一一地先道路敷	六十五号
九一六番一	六十六号から六十八号まで
九一八番五	六十九号及び七十号
九一八番一四	七十一号
九一八番一	七十二号
九二二番一	七十三号
九二一番一	七十四号
	七十五号及び七十六号
	七十七号及び七十八号

○国土交通省告示第百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十九年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オカバルシ川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十九年建設省告示第七百九十八号で指定した同号三に掲げる土地の区域及び昭和五十九年建設省告示第千百七十五号で指定した同号五に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　工事の施行が終了した河川等の名称

オカバルシ川

二　工事の施行が終了した土地の表示

昭和五十九年建設省告示第千百七十六号で指定した同号五に掲げる土地の区域

一〇一七番地先河川敷	五十五号及び五十六号
九一〇番四	五十七号
九一一番一	五十八号及び五十九号
九一一番二	六十号及び六十一号
九一一番二七地先道路敷	六十二号
九一一番三四	六十三号
九一一番一九	六十四号
九一一番七	六十五号
九一六番一	六十六号から六十八号まで
九一六番一一地先道路敷	六十九号及び七十号
九一八番五	七十一号
九一八番一四	七十二号
九一八番一	七十三号
九二二番一	七十四号
九二一番一	七十五号及び七十六号
	七十七号及び七十八号